# 平成 31 年 5 月検針分から水道料金を改定します

甲佐町水道事業では、平成31年5月検針分から水道料金の改定を行います。平均改定率は約10%増で、30年ぶりの大きな料金改定となります。(改定までの経緯等は裏面をご覧ください)

### ■基本料金の改定

基本料金を用途別から口径別に変更し、基本水量を10㎡から8㎡へ変更します。

#### <現行料金>

#### ※ 税込額

用途	基本料金(1箇月につき)						
	水量	料金					
一般用	使用水量10m3まで	1, 296円					
営業用	〃 20m³まで	2, 623円					
浴場営業用	〃 200m³まで	26, 229円					
団体用	〃 20m³まで	2, 623円					

#### 〈改定後料金〉

※ 税抜額( )内税込額

口径	基本料金(1月につき)			
	基本水量(8㎡)			
13mm	1,200円 (1,296円)			
20mm	1,400円 (1,512円)			
25mm	1,800円 (1,944円)			
30mm	2,400円 (2,592円)			
40mm	3,600円 (3,888円)			
50mm	6,000円 (6,480円)			
75mm	12,000円 (12,960円)			

# ■超過料金の改定

超過料金を 1 m³あたり 139 円 (税込額) から 145.8 円 (税込額) へ変更(値上げ) します。

#### 〇 世帯人数別の料金増加額・増加率

世帯 使月 人数 水量	<b>法</b> 田	現行		改正案					
	水量	基本	超過	計	基本	超過	計	増加額	増加率
八致	小里	料金	料金	日日	料金	料金	ĒΙ		
1人	8 m³	1, 296	0	1, 296	1, 296. 0	0.0	1, 296	0	100.0%
2 人	16 m³	1, 296	834	2, 130	1, 296. 0	1, 166. 4	2, 462	332	115.6%
3 人	20 m³	1, 296	1, 390	2, 686	1, 296. 0	1, 749. 6	3, 045	359	113.4%
4 人	24 m³	1, 296	1,946	3, 242	1, 296. 0	2, 332. 8	3, 628	386	111.9%
5 人	29 m³	1, 296	2, 641	3, 937	1, 296. 0	3,061.8	4, 357	420	110.7%
6人	34 m³	1, 296	3, 336	4,632	1, 296. 0	3, 790. 8	5, 086	454	109.8%

※世帯人数ごとの使用水量は東京都水道局 平成28年度生活用水実態調査を基にしています。

# ■料金の計算方法

(①基本料金+②超過料金) ×1.08 (消費税率) ※1 円未満切り捨て

① 基本料金:基本水量8㎡までの料金

② 超過料金:使用水量から基本水量(8 m³)を引き135円をかけた額

### ■料金改定の背景

甲佐町(上)水道事業は、町民生活と地域経済活動を支えるライフラインとして安全な水の安 定供給、水道未普及地域の解消に努めて参りました。

しかし、給水人口の減少や節水機器の普及などにより各家庭での水使用量は減少傾向にあり、 料金収入の増加は見込めない状況です。





このような中、耐用年数を超え、老朽化の進んでいる配水管をはじめとする施設の更新や耐震 化を進めていく必要が生じてきており、水道事業の経営状態はますます厳しくなっていくこと が予想されています。

### ■改定に至る経緯

「将来にわたり安全で安心な水道水を安定的に供給していく」という基本理念のもと平成 25 年 3 月に施設更新計画として策定した『甲佐町水道事業基本計画』の中で水道料金の見直しについて言及しています。

これまでも収納事務の民間委託や、高利の企業債の借り換えなど経営努力を続けてまいりましたが、平成30年度以降赤字が続くことが予想されるため、平成30年7月、甲佐町水道事業運営委員会へ料金の改定について諮問し、慎重なご審議をいただいたうえで、翌8月に答申を受けました。

これを受けて、平成30年第3回(9月)町議会定例会に水道料金の改定を行うための甲佐町 上水道給水条例の一部改正案を上程し、可決されました。

# 大口径メーターご使用中の(事業者等の)皆さまへ

# 口径別基本料金への変更について

メーター口径別の基本料金は、給水能力の違いに応じて料金を決める方法です。メーター口径 が大きいほど一度に大量の水の使用が可能であり、その分多額の設備投資や維持管理費が必要 となるため、負担の公平性の観点から全国的にも口径別の料金とする水道事業者が多くなって います。

使用水量に対して過大であると思われるメーター器をお使いの方については、水道管理センターへご相談ください。

# ●お問い合わせ先

甲佐町水道管理センター(町環境衛生課水道係) ☎096-234-0755